

P F I 事業民間提案推進マニュアル（案）

平成26年 月

はじめに

本マニュアルは、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の下に平成26年2月に設置された「モニタリング・事業促進ワーキンググループ」における検討を踏まえ、PFI事業への民間提案の普及のためにとりまとめたものです。

企画段階から民間事業者が関わることによって、公共施設等の整備等の事業を、地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待されています。平成23年度のPFI法の改正で位置付けられた民間事業者の提案制度や、地方公共団体が実施している民間提案制度は、こうした企画段階からの関わりを実現する制度です。

このマニュアルは、PFI事業への民間提案を推進する官民に役立つよう、国や地方公共団体が民間事業者による提案が実現しやすい環境を整備する場合、民間事業者が実際に提案しようとする場合に役立つと考えられる情報を盛り込んでいます。

なお、このマニュアルは現在の制度や運用を踏まえて作成されたものであり、これ以外の方法を否定するものではありません。また、これからの更なる民間提案の普及や調査・検討等を踏まえ、内容の変更・見直しが行われることにご留意ください。

目 次

はじめに

1. 民間提案について	1
2. 民間提案の実施手続について	2
(1) 対象事業の抽出	2
(2) 提案受付 ー ①受付・問合せ窓口	3
ー ②提案書作成に必要な情報の提供	4
ー ③提案書の記載項目	5
(3) 提案の検討 ー ①検討体制	6
ー ②検討項目	8
ー ③検討結果の通知・公表	9
(4) 実施方針の策定	10
3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について	13
別冊 提案書（フォーマット例）	14
(1) 提案する事業及び提案者	14
(2) 特定事業の案	15
(3) 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果	17
(4) 評価の過程及び方法	17

1. 民間提案について

- 公共施設等の整備等に関する事業は、行政の効率化、国及び地方公共団体の財産の有効利用、当該事業から収益が生じる等の理由から民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとされています。
- このため、国や地方公共団体が実施方針を定めて、特定事業の選定と民間事業者の選定を行う PFI 方式による公共施設等の整備等が実施されています。
- PFI 法には、民間事業者の側から、公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施方針を定めることを提案できる制度が設けられており、この提案を受けた場合には実施方針を定めるかどうか検討し、その結果を遅滞なく事業者に通知することになります。(PFI 法に基づく民間提案制度)
- また、公共施設等の整備・管理への民間ノウハウの導入や公的不動産の有効活用等のために、PFI 法に定めた手続によらずに民間事業者から提案を募る取組みもみられます。
- このマニュアルでは、PFI 法に基づく民間提案制度を基本としてこれらの民間提案を解説するとともに、関係する情報や事例等をまとめています。

PFI 法※に基づく民間提案制度

【PFI 法 第六条（実施方針の策定の提案）】

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

- ② 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

【PFI法施行規則第一条（実施方針の策定の提案の添付書類）】

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

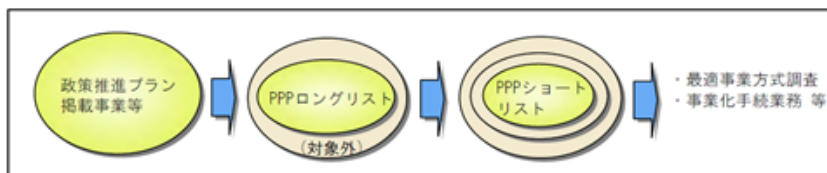
2. 民間提案の実施手続について

(1) 対象事業の抽出

- 公共施設等の整備等が必要な事業のうち、民間のもつ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものがPFI事業として実施されます。
- 民間提案がPFI事業につながるためには、「公共施設等の整備等が必要な事業」であることが必要です。
- 「公共施設等の整備が必要な事業」は、計画への位置付け、関係者の合意形成、事業化に向けた予算計上等を通じて絞り込まれてきますが、民間事業者にはこうした情報は分かりにくいものです。
- 情報の公開等を進めることが、PFI事業への民間事業者からの提案が活発に行われるために役に立ちます。

事例 福岡市「民間提案」の募集対象事業一覧表

福岡市では、事業の実施自体について政策的な意思決定がなされているものを対象とし、広くPPP等の民間提案を求める事業を掲載する「PPPロングリスト」と事業化に向け調査費が計上された事業を掲載する「PPPショートリスト」を公表しています。



出典：福岡市ホームページ

民間提案を求める事業リストのイメージ

No	公共サービス(事業)名称	担当部署	事業概要	民間事業者特に期待する要素
1	〇〇展示場等整備事業	●●局 △△課	<ul style="list-style-type: none"> ■平成*年度は、整備概要や最適な事業手法の方向性について検討を行った。 ■平成**年度は、整備計画をとりまとめるとともに、PFI導入可能性調査を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計・施工ノウハウ ◆維持管理ノウハウ ◆運営ノウハウ
2	〇〇文化施設整備事業	●●局 ▲▲課	<ul style="list-style-type: none"> ■平成*年度は、最適な事業手法の方向性について検討を行った。 ■平成**年度は、引き続き事業手法及び運営手法の検討を行い、基本計画を策定する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計・施工ノウハウ ◆維持管理ノウハウ ◆運営ノウハウ
・	・	・	・	・

2. 民間提案の実施手続について

(2) 提案受付 — ①受付・問合せ窓口

- たくさんの公共施設等を管理する組織では、PFI 事業の民間提案の受付・問合せ先となる対外的な窓口を明確化しておくことが重要です。
- また、対外的な窓口となる部局と公共施設等を管理する部局など、民間提案の内容に関係する部局との間の連絡調整や役割分担など庁内体制を整備しておく必要があります。
- なお、受付窓口では、民間提案を受け付けるときに、PFI 法に基づく民間提案か否かを確認することが必要です。

事例 横浜市「共創フロント」

横浜市では、民間からの公民連携に関する様々な相談の窓口として「共創フロント」を設置しています。

横浜市では、行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、民間企業・団体からの相談・提案を受け付ける窓口（通称：共創フロント）を設置しています。

頂いたご相談・ご提案は、横浜市政策局共創推進課が、民間と行政内の各区局との橋渡し役となって検討・調整をします。



出典：横浜市ホームページ

2. 民間提案の実施手続について

(2) 提案受付 — ②提案書作成に必要な情報の提供

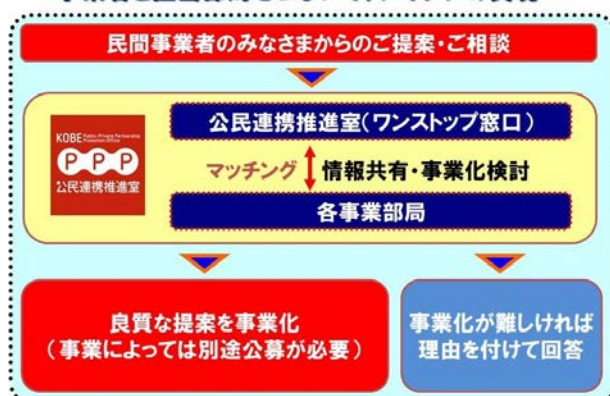
- 民間事業者が的確な提案をするためには、正確な情報を入手することが不可欠です。このために、民間事業者の提案に関係する情報の公開が求められます。
- PFI 事業への民間提案を促進するためには、必要に応じて次のような情報を提供することが考えられます。
 - ・ 公共施設等の整備等の必要性に関する情報
 - ・ P S C (Public Sector Comparator : 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値) 算出の参考となる情報
 - ・ (既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う場合) その公共施設等の過去の財務データや事業見通し

事例 神戸市「公民連携推進室」

神戸市では、市民サービスの向上・行政コストの見直し・地域経済の活性化につながる公民連携(P P P)を進めるため、これまで各事業部局で対応していた、P F I 事業の民間提案も含む民間事業者からのご提案・ご相談を一元的に受け付ける窓口として、平成 25 年 4 月に、公民連携推進室を開設しています。

市と民間事業者が対等なパートナーとして、互いの強みを活かした連携を実現できるよう、庁内の各事業部局への橋渡し、事業化に向けた調整を行うとともに、庁内での公民連携に関する情報の共有化を進め、ノウハウを蓄積しています。

～事業者と担当部局をつないで、アイデアの実現へ～



公民連携推進室

2. 民間提案の実施手続について

(2) 提案受付 — ③提案書の記載項目

- PFI 法では、民間事業者は、特定事業の案、特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類を添えて、管理者等に対し実施方針を定めることを提案できるとされています。
- この場合の民間事業者の提案書は、以下の内容を基本として記載します。

- ① 特定事業の案
 - ア 公共施設等の種類
 - イ 公共施設等の設置に関する条件
 - ウ 公共施設等の概要
 - エ 公共施設等の維持管理・運営業務の概要
 - オ 想定する事業スキーム
 - カ 事業スケジュール
 - キ リスク分担

※ 民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。
 - ② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果
 - ③ 評価の過程及び方法
 - ア 支払いに関する評価の過程及び方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）
 - イ サービス水準に関する評価の過程及び方法
- 本マニュアル別冊には、提案書の参考様式として、「提案書（フォーマット例）」を添付しています。
- この提案に、特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果とその過程及び方法を根拠も含めてわかりやすく示すことで、公共施設等の管理者等が提案内容を評価しやすくなります。

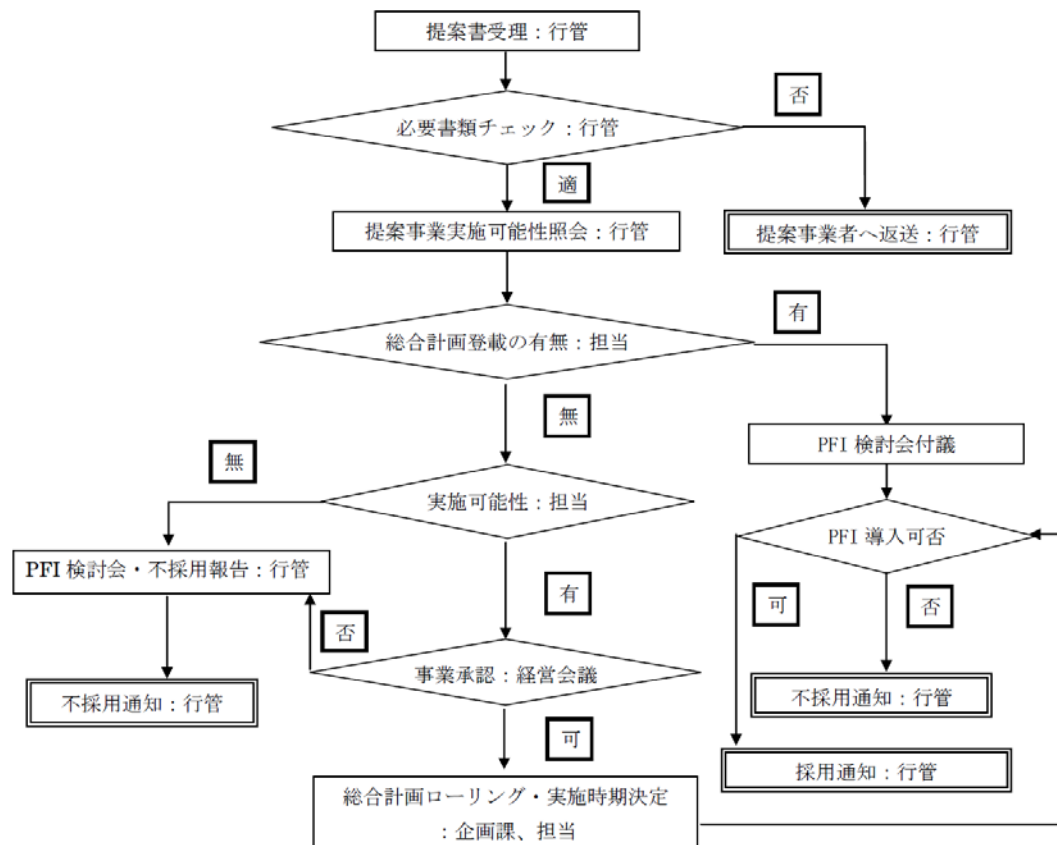
2. 民間提案の実施手続について

(3) 提案の検討 — ①検討体制

- 民間提案についてどのような体制で検討するのか、対外的な窓口となる部局では、内容に関係する部局も含めた検討体制を取り決めておくことが必要です。
- 民間提案された施設整備の実施時期や事業手法の妥当性などが検討できるよう、総合計画担当部局や施設整備・管理担当部局などを含めた体制にすることが考えられます。
- 民間提案の内容によっては、必要に応じて、学識経験者等第三者やコンサルタント等を活用することも考えられます。

事例① 民間提案を検討する流れと検討体制（静岡市）

静岡市のPFIガイドラインでは、行管（行政管理課：PFI制度等の所管）を窓口として、担当（事業担当課）と調整する検討体制がフロー図で示されています。



出典：静岡市「静岡市PFIガイドライン」

事例② 民間提案を検討する流れと検討体制（群馬県）

群馬県のPFI活用ガイドラインでは、総務課を窓口として、事業所管課と調整する検討体制が示されています。

<民間事業者からの提案>

PFI法では、PFI事業促進のため、民間事業者からの提案によるPFI事業の実施も想定されており、民間事業者から実施方針の策定の提案があった場合には、次の手順によることとします。

ア 民間事業者の提案の際は、原則、受付は総務課（原則、事業所管所属も同席します。なお、郵送等による提出を妨げるものではありません。）が行います。

当該事業が複数の部局にまたがる場合には、総務課において調整をします。

イ 事業所管所属は、当該発案事業の公共事業としての必要性等を検討した上で、PFI事業としての適性を評価します。

ウ その検討の結果について、受付から90日以内を目安に提案者に通知します。

なお、発案した民間事業の権利、その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響を検討の上、事業の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要を提案者に通知してから30日以内に公表します。

エ 事業所管所属において、当該提案事業をPFIとして推進することとした場合には、通常のPFI手続の場合と同様の手続で行います。

オ 民間事業者からの活発な提案を促すために、民間提案に対するインセンティブの付与が有効です。

カ 民間提案は、民間事業者の独自の技術、ノウハウ等に係るものであることから民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害しないよう留意して当該提案を取り扱う必要があります。また、情報公開条例（平成12年6月14日群馬県条例第83号）に基づく開示請求に対しても、同条例第21条に規定する意見照会を検討するなど、適切に対応する必要があります（民間事業者の独自の技術、ノウハウ等に係る情報については、以降も同様に対応）。

出典：群馬県「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」

2. 民間提案の実施手続について

(3) 提案の検討 — ②検討項目

- PFI 事業への民間提案を受けて、公共施設等の管理者等は、実施方針を策定することが適当か否かを検討します。

- 提案書に記載された事項について、例えば以下の点から検討します。

ア 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性
イ 提案の実現可能性
ウ PFI手法を活用することの妥当性
エ 財政に及ぼす影響
オ 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性
カ その他（特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施）
※ アの検討により整備等の必要性がないと判断した場合は、その他の検討は不要となります。

- また、検討は、以下の点に留意して進められます。

ア 知的財産の保護
イ 提案を行った民間事業者と対話の実施（ただし、当該民間事業者の過度の負担とならないよう配慮すること。）
ウ 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請（ただし、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮すること。）
エ 業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること。
オ 検討期間の考え方については、事業や管理者等の体制により異なり得るが、検討に相当の時間を要する場合（例えば、1年以上）は時期の見込を通知すること。

- 民間提案の内容によっては、検討に当たり、学識経験者等第三者やコンサルタント等を活用することも考えられます。

- 民間事業者に問い合わせや追加資料の提出要請等が行われることも考えられます。

2. 民間提案の実施手続について

(3) 提案の検討 — ③検討結果の通知・公表

- 民間提案を受けて PFI 事業の実施方針を策定することが適当であるか否かを検討した後、公共施設等の管理者等は、その結果について必要な通知や公表を行います。
- PFI 法では、提案を受けた公共施設等の管理者等は当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を民間事業者等に通知しなければならないとされています。
- 民間提案を受けて、相当の期間内に実施方針を定める必要がないと判断した場合には、その旨及び理由を、その提案を行った民間事業者に速やかに通知します。また、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とすることが適当と認められるときには、民間提案の概要や管理者等の判断の結果及び理由等を、民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表します。
- 民間提案の検討に相当の期間を要する場合は、管理者等は民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知します。

事例 民間提案の検討結果の公表

<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条の2[※]の規定に基づく実施方針の策定の提案に対する検討結果>

特定事業の名称	廃棄物処理事業及び太陽光発電事業
特定事業の目的	廃棄物の県内処理及び自然エネルギーの普及・拡大
提案に対する検討結果	実施方針を策定する必要がない
結果の理由	岐阜県では、県又は県の設立した団体による廃棄物最終処分場の整備を実施する予定がないため

出典：岐阜県ホームページ

※平成25年度 PFI 法改正により、「第5条の2」は「第6条」になっています。

2. 民間提案の実施手続について

(4) 実施方針の策定

- 民間提案を受けて実施方針を策定することが適当であると認めるときは、管理者等は自らの提案による事業と同様に、PFI 事業の実施方針の策定等の手続を行います。
- 実施方針の策定に当たっては、民間提案に含まれる知的財産の保護が必要です。提案する民間事業者は提案の中に公開できない知的財産が含まれる場合には、その旨を明示して提案を行います。公共施設等の管理者等は、知的財産を含まないよう、又は、情報を公表することについて提案者の了承を得て、実施方針を策定します。
- 実施方針の策定に寄与した民間提案については、その提案に対し加点評価を行うなど、評価に反映させることがあります。
- 地方公共団体の民間提案では、PFI 事業に限らず民間提案を受け付け、その実施に当たり、提案した実績を評価している例もみられます。

事例① 民間提案に対する評価の反映（我孫子市）

我孫子市の「提案型公共サービス民営化制度」では、実施することとなった事業については、原則 3 年間、提案者に任せることとして、民間提案を募集しています。

■募集する提案内容

現行の事業をそのまま引き受ける委託先を募集するものではありません。提案に独自性が有り、新たな工夫でコストやサービスの質の面からも、市が実施するより市民にとってプラスとなる提案を募集します。また、提案者が事業の担い手、実施主体となることを前提とした提案に限ります。審査委員会の審査結果を踏まえ、市が最終的に委託・民営化の決定を行います。予算の確定後、委託した事業は、原則 3 年間は、提案者にお任せします。

出典：我孫子市「提案型公共サービス民営化制度」

事例② 民間提案に対する評価の反映（新潟市）

新潟市の「新潟市行政サービス等民間提案制度」では、民間提案で実施することとなった事業について、提案内容の評価に応じた事業者選定を行っています。

第4条 民間提案制度は、次に掲げる手順で実施する。

（5）実施する民間主体の選定

実施する民間主体の選定は、提案内容のノウハウ等に応じて、次のとおりとする。

ア 民間提案の内容に提案者の独自の発想を有するなど、民間提案自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は、随意契約により、提案者を事業実施者として選定する。

イ 民間提案の内容に提案者の独自性がそれほど高くなく、提案者以外にも複数の事業者が存在するが、実施に際して、特別なノウハウ、経験などの活用を要する場合、プロポーザル等総合評価により、改めて事業実施者を公募し、提案内容を競わせ選定する。

なお、選定に際しては、民間提案し採用された者に対して民間提案加点を行う。

ウ 民間提案の内容に提案者の独自性がほとんどなく、提案者以外にも複数の事業者が存在し、実施に際して、特別なノウハウ等の活用を要しなく、提案内容を競わせる必要がない場合は、競争入札により、改めて事業実施者を公募し選定する。

出典：新潟市「新潟市行政サービス等民間提案制度」

事例③ 民間提案に対する評価の反映（さいたま市）

さいたま市の「提案型公共サービス公民連携制度」では、指定する事業への民間提案を募集しており、提案の事業化が決定した際の事業者選定に当たって、提案が採用となった事業者を加点して評価します。

<事業者の選定方法>

提案の事業化が決定した場合、随意契約、プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札のいずれかの方法により、改めて事業者を選定します。

※提案が採用となった事業者が、必ずしも事業者となるものではありません。

※事業者は、原則として、さいたま市競争入札参加者名簿又は小規模修繕業者登録名簿への登録が必要となります。

※プロポーザル方式及び総合評価一般競争入札により事業者選定をする場合は、提案が採用となった事業者には、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、評価項目合計点（満点）の5%を加点して評価することとします。

※共同事業者の提案が採用となった場合、原則として、事業者選定時には、提案時と同一の共同事業者で参加してください。

出典：さいたま市「提案型公共サービス公民連携制度」

3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について

- 民間提案や PPP/PFI 事業の担い手が地域の企業に広がっていくことによって、地域に必要な公共施設の整備・管理がすすみ、地域の価値向上や地域経済の活性化へとつながることが期待されます。
- 産官学金からなる地域プラットフォームを設置して、事業者間のネットワークの構築を図るとともに、地域の人材を育成することは、地域の企業や金融機関などの PPP/PFI に関する企画提案力や事業遂行力を高めるために有効な方策と考えられます。
- また、地方公共団体間で情報交換できるネットワークを創出することは、PPP/PFI 事業のノウハウの共有等のために有効な方策と考えられます。

事例 福岡市「福岡PPPプラットフォーム」

福岡市では、地域から PPP 事業が提案され、事業実施できるよう、地域の企業からなる PPP プラットフォームを設けています。

「福岡PPPプラットフォーム」とは、地場企業のPPPに関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るため、公共建築物の整備・運営に関連する設計、建設、管理運営、金融などの地場企業が福岡市と対等の立場で参加し、

- 1) 他都市の事例研究などを通じた企画提案力や事業遂行力の向上
- 2) 異業種間のネットワークの形成
- 3) 個別事業に関する情報提供と意見交換

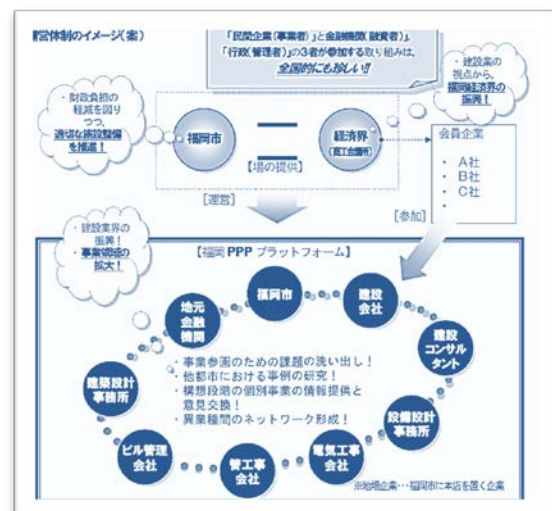
などをテーマとしたセミナーを継続的に展開する「常設の場」として、平成 23 年6月に設置したものです。

「福岡PPPプラットフォーム」での取り組みを通して、地場企業により構成されたグループから、付加価値の高い公共サービスや活力ある地域社会の形成に資する事業提案がなされ、本市が発注するPPP事業の受注と事業展開が実現することを目指しています。

【参加資格】

福岡市内に本店を置く公共建築物の整備・運営に関連する企業
例) 設計、建設・設備工事、ビル管理、金融機関 等

出典：福岡市ホームページ



別冊 提案書（フォーマット例）

（１）提案する事業及び提案者

提出日	平成 [] 年 [] 月 [] 日	
事業名		
提案者	代表	
	代表以外	
連絡先	企業名	
	所属	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

※記入欄が足りない場合は、適宜追加すること。

※1つの企業等で提案する場合は、提案者（代表以外）欄に「該当なし」と記入すること。

※複数の企業等で提案する場合は、提案者（代表及び代表以外）欄にそれぞれ記入すること。

※知的財産に該当する提案内容については、その箇所を明示すること。

注）これはフォーマットの一例です。民間提案が、別のフォーマットで行われることを否定するものではありません。

カ. 事業スケジュール	
設計・建設期間	[] 年間
維持管理・運営期間	[] 年間

キ. リスク分担
※リスク分担の考え方を記入すること。(リスク分担案は別途作成)

<リスク分担案>

【凡例】 ●負担 ▲一部負担

段階	リスク項目	負担者		備考
		公共施設等の管理者等	民間事業者	
共通				
設計・建設段階				
維持管理・運営段階				

※記入欄が足りない場合は、適宜追加すること。

ク. 法的課題
※現時点で把握している法的課題があれば記入すること。

(3) 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果	
公共施設等の管理者等の財政負担を伴う場合	※同一水準で公共サービスを提供する場合のPSC（公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値）とPFI事業のLCC（PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値）を算出して比較するなど、説明してください。
公共施設等の管理者等の財政負担を伴わない場合（例、独立採算型）	※公共サービスを提供し、事業が独立採算で成立することを説明してください。

(4) 評価の過程及び方法

ア. 支払いに関する評価の過程及び方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）
<p>※PSC及びPFI事業のLCCを算出するための過程及び方法を説明してください。</p> <p>※上記説明のために、17ページ以降の様式を用いることができます。</p>

イ. サービス水準に関する評価の過程及び方法	
特定事業の実施により提供される公共サービス（内容、水準）	公共が自ら実施した場合との比較（左記の公共サービスに対する評価）

< (4). ア. 支払いに関する評価の過程及び方法 様式 (例) >

■算出条件

従来型事業における事業費				
■設計・建設費 単位：千円				
項目	金額	年度割 (設計・建設期間)		
		平成●年度	・・・	平成●年度
設計費				
	小計			
建設費				
	小計			
その他				
	小計			
合計				

■資金調達区分 単位：千円				
項目	金額	年度割 (設計・建設期間)		
		平成●年度	・・・	平成●年度
補助等				
起債				
一般財源				
—	—	—	—	—
合計				

金額は一致

■維持管理・運営費 単位：千円			
項目	金額	算出根拠	
維持管理費			
	小計		—
運営費			
	小計		—
その他			
	小計		—
合計			—

PFI事業における事業費

■設計・建設費 単位：千円

項目	金額	年度割（設計・建設期間）		
		平成●年度	・・・	平成●年度
設計費				
小計				
建設費				
	小計			
その他				
小計				
合計				

■資金調達区分 単位：千円

項目	金額	年度割（設計・建設期間）		
		平成●年度	・・・	平成●年度
補助等				
起債				
一般財源	—	—	—	—
民間資金				
合計				

金額は一致

■維持管理・運営費 単位：千円

項目	金額	算出根拠
維持管理費		
	小計	—
運営費		
	小計	—
その他		
	小計	—
合計		—

資金調達条件

補助等	名称	
	補助率等	●%
起債	名称	
	利率	●%
	償還期間	●年（うち据置 ●年）
	償還方法	
	充当率	●%
民間資金	名称	
	利率	●%
	返済期間	●年（うち据置 ●年）
	返済方法	
	設定根拠	

公租公課

項目	税率	備考
消費税及び地方消費税	●%	
固定資産税	●%	
都市計画税	●%	
不動産取得税	●%	
事業所税	●%	
法人税等	実効税率 ●%	

PFI事業に係る公共施設等の管理者等の別途負担

単位：千円

項目	金額	算出根拠
アドバイザー費用	●	
直接協定支援費用	●	
モニタリング費用（設計・建設期間）	●	
モニタリング費用（維持管理・運営期間）	●	

その他

項目	数値	算出根拠
割引率	●%	
物価上昇率	●%	
リスク調整値	●	

■ PSC の算出

従来型事業における公共施設等の管理者等のライフサイクルコスト												
事業期間	設計・建設期間			維持管理・運営期間						合計		
	平成●年度	・・・	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度		平成●年度	
補助等 起債調達額												
1 収入												
設計・建設費												
維持管理・運営費												
元金												
利息												
起債償還												
2 支出												
公共施設等の管理者等の 財政負担額 (= 2-1)												
現在価値化前												
現在価値化後												
算出根拠												

PSC

■ PFI 事業の LCC の算出

民間事業者の長期収支計画												
■ 損益計算書												
事業期間	設計・建設期間			維持管理・運営期間						合計		
	平成●年度	・・・	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度		平成●年度	平成●年度
1 営業収入												
2 営業支出												
3 営業損益												
4 営業外収入												
5 営業外支出												
6 営業外損益												
7 経常損益												
8 特別損益												
9 税引前当期損益												
10 法人税等												
11 税引後当期損益												

単位：千円

■ キャッシュフロー計算書												単位：千円									
事業期間	設計・建設期間			維持管理・運営期間								合計									
	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度		平成●年度								
Cash-In																					
税引後当期利益 出資金																					
Cash-Out																					
税引後当期損失																					
配当前キャッシュフロー																					
配当																					
配当後キャッシュフロー（各年度）																					
配当後キャッシュフロー（累計）																					—

■ 事業の採算性												単位：千円									
事業期間	設計・建設期間			維持管理・運営期間																	
	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度								
PIRR																					
EIRR																					
DSCR																					
LLCR	平均																				
	最小																				

PFI事業における公共施設等の管理者等のライフサイクルコスト

単位：千円

事業期間	設計・建設期間					維持管理・運営期間					合計
	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	
補助等 起債調達額											
1 収入											
管理者等が民間事業者へ支払う対価											
元金											
利息											
起債償還											
アドバイザリー費用											
直接協定支援費用											
モニタリング費用（設計・建設期間）											
モニタリング費用（維持管理・運営期間）											
PFI事業による管理者等の別途負担											
2 支出											
公共施設等の管理者等の 財政負担額 (= 2-1)											

PFI事業のLCC

算出根拠